

(PDF 版・2の6)『教会教義学 神論Ⅰ／1 神の認識』「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」「二 人間の前での神」

(文責・豊田忠義)

「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」「二 人間の前での神」(55-114 頁)

「二 人間の前での神」

われわれは、区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質を問う問い」(「神の本質の問題」)を包括した「第一の問題」である「神の存在を問う問い」(「神の存在の問題」)を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「人間を人間自身からではなく」、「神ご自身によって神の前に置かれた人間として理解し」、「この神と人間を、何らかの自分勝手な前提からではなく、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の〕神の言葉が指示するところに従って理解した」。したがって、われわれが、「その指示に従ってこそ」、キリストにあつての神としての「神を問う問いを、神認識に関して、神の<業>を念頭に置きつつ、それであるからその前に神が立ち給うところの人間を念頭に置きつつ答えて行くということ」は、「ただ単に許されているばかりでなく、また命じられていることである」。このような訳で、われわれは、その「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>を持っている「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあつての神としての「神の業を念頭に置きつつ、……神認識の遂行を、なおはっきりと言葉に出して、またひたすらただ<神ご自身の>存在および行為として理解し記述して行くということ」を〔すなわち、「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であつて対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「父なる名の<内>三位一体的特殊性」・「三位<相互内在性>」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における三度別様な「三つの存在の仕方」(性質・働き・業・行為・行動)、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造主、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉(起源的な第一の形態の神の言葉)・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・

キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）・救済主なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体として理解し記述して行くということを]、**今や最後に企てることができるし、企てなければならない**。その時には、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身」が、その「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を持っていることからして、その＜総体的構造＞における三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」（「最初の起源的な支配的なくしるし＞」）としての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示のくしるし＞」）としての第二の形態の神の言葉である聖書の現存を持っていることからして、それからまたその聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした教会の＜客観的な＞信仰告白および教義（「啓示のくしるし＞」のくしるし＞、Credo）としての第三の形態の神の言葉である教会の宣教の現存を持っていることからして、「人間は自分自身と話をする」・「他人がいなくとも考えるとか話す」ことができる類的機能を持っているその人間の自由な自己意識・理性・思惟が対象化し客体化したに過ぎない人間的な自然（観念的生産物）としての「何らかの批判的なあるいは不可知論的な認識＜理論＞が、われわれに対してその前提をなすよう強制することは、明らかにできないことであるし、また許されないことである」。したがって、「われわれは、そここのところで、〔人間の自由な自己意識・理性・思惟が対象化し客体化したに過ぎない人間的な自然（観念的生産物）としての〕いかなる認識論にも基づいているのではない」。何故ならば、「人間的な認識能力がどのように記述されるにしても、すなわちより狭い仕方であるいはより広い仕方でも記述されるにしても」、その「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を持っているイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、キリストにあっての神としての「**神は、ただ神によってだけ認識されるという命題**」は、「**人間的な認識能力のこのあるいはあの理解によって基礎づけられ、それから導き出されるのではない**」からである（それ故に、もしも「神は、ただ神によってだけ認識されるという命題」を否定したならば、その時には、その神は、キリストにあっての神としての神ではないことになるから、根本的に包括的に原理的にキリスト教を批判したフォイエルバッハの言うところの、人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としてのその人間の意味世界・物語世界・神話世界・「存在者」に過ぎない神（「存在者レベルでの神」）であり、また「人間学の後追い知識」としての神学（自然神学）において「新約聖書の釈義に役立つ新しい哲学的な鍵を前期ハイデッガーの哲学原理に見出し」・「前期ハイデッガーの哲学原理に基づく……先行的理解や解釈学的原理」を「絶

対的規準」(主)としたブルトマン神学における神は、キリストにあっての神としての神ではないことになるから、根本的に包括的に原理的にブルトマン神学を批判したハイデッガーの言うところの、人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的自然(観念的生産物)としてのブルトマンの意味世界・物語世界・神話世界・「存在者」としての神(「存在者レベルでの神」)でしかないものである——「(中略)神の啓示の内容は、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての〕神としての神から発生したのではなくて、人間的理性や人間的欲求やによって規定された神から発生した〔人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的自然〔観念的生産物〕としてのその人間の意味世界・物語世界・神話世界・「存在者」から発生した〕……。 (中略) こうして、この対象に即してもまた、『神学の秘密は人間学以外の何物でもない!』……。」「『今日まさにこのマールブルク〔ブルトマン、ブルトマン学派〕では、無理やり模造された敬虔さと結びついて、弁証法の見せかけがとくに肥大している』が、それよりは『むしろ無神論という安っぽい非難を受け入れた方がよい』、『いわゆる〔人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的自然(観念的生産物)に過ぎないその人間の意味世界・物語世界・神話世界としての〕存在者レベルでの神への信仰は、結局のところ〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての〕神を見失うことではなかろうか』)。 このような訳で、キリストにあっての神としての「**神は、ただ神によってだけ認識されるという命題**」は、「そのところからは攻撃され得ないのである」、そのキリストにあっての神としての「**神は、ただ神によってだけ認識されるという命題**」は、「ここで問題となっている〔主観的な〕認識の主体からではなく、〔イエス・キリストにおける「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>を持っていることからして、その<総体的構造>における〕客体から基礎づけられている。すなわち、そのキリストにあっての神としての「**神は、ただ神によってだけ認識されるという命題**」は、「神は、現にあるところのものであり給い、また現になすことをないし給う神である」ことからして、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉である「**そのみ言葉の中で啓示された神の中に基礎づけられている**」。まさにイエス・キリストにおける「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>を持っていることからして、キリストにあっての神としての「神は、現にあるところのものであり給い、また現になすことをないし給う神である」。

キリストにあっての神としての「**神は、〔先行して〕そのみ言葉の中で〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉の中で〕、〔それ故に、神のその都度の自由な恵みの神的決断により、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>に基づいて〕人**

間に向かって＜語り給う＞」、「そのことでもって、神は、ご自身を認識するよう与え給うのであり、そのこと中で、〔「そのように先行する神に後続するという仕方です」〕神は認識されるのである」、「そのような仕方です、人間に向かって語り給う方として、神は、人間の前に立ち給う。また、人間が神の前に立ち、〔起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である「イエス・キリストの教会で起こっているように」〕人間の側で、神について語り・聞くことができるということにまで至るのである」。

区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質を問う問い」（「神の本質の問題」）を包括した「第一の問題」である「神の存在を問う問い」（「神の存在の問題」）を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を持っているのであるから、キリストにあつての神としての「神は、そのみ言葉の中で〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉の中で〕、〔「人間に向かって何かあるものについて語るのではなく」、人間に向かって〕＜ご自身について＞語り給う」。したがって、「人間は、もはや一人であるのも、神なしであるのもなく、〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の〕神の言葉を通して、神との契約の中にいるということによつてもつてかかつており、そのこと中で生き、そのことの中でまことであり、实在であり、また明らかであり力強いのである」、ちょうど『私がいま肉にあつて生きているのは、私を愛し、私のために御自身をささげられた神の御子＜が＞信じる信仰によつて、生きているのである。（これを言葉通り理解すれば、＜私は決して神の子に対する私の信仰によつて生きるのではなく、神の子＜が＞信じ給うことに由つて〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格として理解された「イエス・キリスト＜が＞信ずる信仰」によつて〕生きるのだということである）』（ガラテヤ二・一九以下）。〔それ故に、〕（中略）自分が聖徒の交わりの中に居る……罪の赦しを受けた（中略）肉の甦りと永久の生命を目指しているということ——そのことを彼は信じてはいる。しかしそのことは、現実ではない。……部分的にも現実ではない。そのことが現実であるのは、ただ、われわれのために人として生まれ・われわれのために死に・われわれのために甦り給う主イエス・キリストが、彼にとつてもその主であり、その避け所でありその城であり、その神であるということにおいてのみである」ように（『福音と律法』）。このような訳で、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の

形態の「神の言葉は、この契約を基礎づけているところの、神から身を背けた人間に
対し、神ご自身が身を向け給うということである」、ちょうどキリストにあっての神
としての「神は、神なき者がその状態から立ち返って生きるために、ただそのために
のみ彼の死を欲し給うのである……しかし誰がこのような答えを聞くであろうか。…
…承認するであろうか。……誰がこのような答えに屈服するであろうか。〔＜生来的
な自然的な＞、人間論的な自然の人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、
誰であれ、〕われわれのうち誰一人として、そのようなことはしない！ 神の恩寵
は、ここですでに、恩寵に対するわれわれの憎悪に出会う。しかるに、この救いの答
えをわれわれに代わって答え・人間の自主性と無神性を放棄し・人間は喪われたもの
であると告白し・己に逆らって神を正しとし、かくして神の恩寵を受け入れるという
ことを、神の永遠の御言葉が（〔その内在的本質である神性の受肉では、その第二の
存在の仕方における言葉の受肉としての〕肉となり給うことによって、肉において服
従を確証し給うことによって、またこの服従において刑罰を受け、かくて死に給うこ
とによって）引き受けたということ——これが恩寵本来の業である。これこそ、イエ
ス・キリストがその地上における全生涯にわたって、ことにその最後に当たって、
我々のためになし給うたことである。彼は全く端的に、信じ給うたのである（ローマ
三・二二、ガラテヤ二・一六等の「イエス・キリスト＜の＞信仰」は〔その属格の＜
の＞は〕、明らかに主格的属格として〔「イエス・キリスト＜が＞信ずる信仰」とし
て〕理解されるべきものである）」のように、またちょうど常に先行する「神の用
意」に包摂された後続する「人間の用意」ができていているところの、「人間に対する神の
愛と神に対する人間の愛の同一」（『ローマ書』）であり、「永遠の（神との人間の）和
解」（徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、神の側からする神の人間との架橋）であ
り、「神との間の平和」（ローマ五・一）であり、それ故に神の認識可能性である「自
己自身である神」としての聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「三位相互内
在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「三位一体の
神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない
差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起
源的な第一の形態の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神
にしてまことの人間イエス・キリストにおいて、「ナザレのイエスという人間の歴史的
形態」としての「ただイエス・キリストの＜名＞だけ」において、「神の用意の中に含
まれて、人間にとって、神に向かつての、したがって神認識〔信仰の認識としての神
認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕に向かつて
の人間の用意が存在する」ように。したがって、「この契約の中で、……この契約を
基礎づけているご自身についての神の言葉によって、すべての真理と實在、すべての
心を照らし出すものと救いに役立つものは、〔イエス・キリストにおける「啓示自身
が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて〕人間に与え

られるのである」。したがってまた、神のその都度の自由な恵みの神的決断により、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて、キリストにあつての神としての「神が人間に語らなければならないことが、神の前に立つ人間に神から与えられるものが、それから人間の側でも〔第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である〕イエス・キリストの教会の中で語りまた聞くことが許されているということが、人間に対し与えられるのである」。キリストにあつての神としての「神を、〔「われわれのための神」として、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉である〕そのみ言葉の中で認識するということは、何よりも先ず要するに、〔「自己自身である神」としての〕神ご自身を認識するということである」、「自己自身である神」としての「神ご自身が、〔「われわれのための神」として、先行して〕人間の前に立ち給うのであり、神ご自身がここで認識されるのである。そうでないとしたら、神は全く認識されないであろう」。

さて、区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質を問う問い」（「神の本質の問題」）を包括した「第一の問題」である「神の存在を問う問い」（「神の存在の問題」）を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、キリストにあつての神としての「神は、〔「われわれのための神」として、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉である〕そのみ言葉の中で、主として、〔「自己自身である神」としての〕ご自身について語り給う」、「そのみ言葉の中に基礎づけられた契約の主であり、またあくまで契約の主であり給う」。「自己自身である神」としての「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「三位相互内在性」における「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、すなわち子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉——この「われわれのための神」としての「神の言葉が、しかも〔「自己自身である神」としての〕ご自身についての神の言葉が、言うまでもなく、その契約を造り出す」。その「契約が結ばれる相手の人間は、神から身を背けた人間である」。「その人間に対してその契約が結ばれることによって、……彼はそのようなものとしてまだその契約の中に立っておらず、また自分の側からその契約を結ぶことはできないし、契約を結ぶことはないであろうところの、神から身を背けた人間であるということが語られるのである」。したがって、「その契約が結ばれ・継続されるということ」は、キリストにあつての神としての「神の意志であり、神の業である」、「また、その契約の中で、神は、主であり、主であり続け給うのである」。したがってまた、「人間が主であ

るのではない」。キリストにあっての神としての「神は、主として、〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、先行して、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞、神のその都度の自由な恵みの神的決断により、客観的な「存在的なく必然性＞」と主観的な「認識的なく必然性＞」を前提条件とした客観的な「存在的なくラチオ性＞」と主観的な「認識的なくラチオ性＞」に基づいて〕……主ではない人間の前に立ち給う……人間に対してご自身を認識すべく与え給う。主として、……人間に認識され給う。」「そうでないとしたら、神は全く認識され給わない」。客観的な「存在的なく必然性＞」と主観的な「認識的なく必然性＞」を前提条件とした客観的な「存在的なくラチオ性＞」と主観的な「認識的なくラチオ性＞」については、「カール・バルト——彼自身の著作に即した彼自身の神学をトータルに把握するためのキーワード（その1）＜イエス・キリストにおける神の自己啓示＞および＜その自己証明能力の総体的構造＞ならびに＜まことのイスラエル、民、イエス・キリストの教会＞」を参照されたし。

『教会教義学 神の言葉』によれば、「創造された世界における神の愛とわれわれの世界におけるイエス・キリストの事実の中における神の愛との間には差異がある」、「後者の神の愛」は「まさしく神に対し罪を犯し、負い目を負うことになった人間の失われた世界に対する神の愛である」、すなわち「自己自身である神」としての「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）における「和解ないし啓示は、〔起源的な第一の存在の仕方における〕創造の継続や創造の完成ではない」、「この意味は、和解ないし啓示は、第二の存在の仕方における新しい神の業である、ということである。それは、神的な愛の力、和解の力である」、第二の存在の仕方である「イエス・キリストは、和解主として、創造主のあとに続いて、その第二の存在の仕方において第二の神的行為を遂行したのである」、「この神の存在の仕方の差異性における創造と和解のこの順序に、キリスト論的に、父と子の順序、父〔啓示者・言葉の語り手・創造主〕と子〔啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解主〕の順序が対応しており、〔その存在の仕方においては〕和解主としてのイエス・キリストは、創造主としての父に先行することはできないのである」、「しかし、父と子」は、共に「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」であるから、その「従属的な関係」は、その内在的本質の差異性を意味しているのではなく、その存在の仕方の差異性を意味しているのである。

われわれ人間に対して常に先行する、キリストにあっての神としての「神は、……事実、人間の主で＜あり給う＞方として、したがってその契約の中での主であり、また主であり続ける＜権利＞と＜力＞を持ち給う方として、ご自身を〔神のその都度の

自由な恵みの神的決断により、客観的な「存在的なく必然性」と主観的な「認識的なく必然性」を前提条件とした客観的な「存在的なくラチオ性」と主観的な「認識的なくラチオ性」に基づいて〕＜告知知らせ＞・＜行動し給う＞という仕方で、**主であり、またあくまで主であり続け給う**」。キリストにあっての神としての「神は、……人間がすべてにおいておかげを受けており、またすべてを負っている、〔父なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事としての〕人間の創造主として、ご自身を告知知らせ、また行動し給う」、また「神は、……その方に対して人間はすべてのものを追いつけており、またその方は人間に対して、ご自身の側で、それにも拘らずまさにこの前提の下でこそ、真実を尽くされ真実を示される方として、換言すればその方自身が人間にとってすべてであり、またすべてをなし給うことによって、その方がその負い目をご自身の身に受け取り給うことによって、その方が人間に対して、その功績の故にではなく、ご自身の故に、恵み深くあり給うことによって、人間に対して真実を尽くされ、また真実を示し給う方として、〔子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事としての〕人間の和解主として、ご自身を＜告知知らせ＞、また＜行動し給う＞」、また「神は、その方から人間がすべてを期待しなければならない方として、詳しく言えば徹頭徹尾神の恵みによって生きる人間に対して約束を与え給う方として、人間がいつの日か、ちょうど彼が今ここでその身に値しない、あわれみ深い神の恵みの判決の中でそうであるように、正しく、聖で、祝福された者であるであろうという約束を与え給い、また人間にその約束の道を歩ましめ給う方として、〔聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事としての〕人間の救済主として、ご自身を＜告知知らせ＞、また＜行動し給う＞」。キリストにあっての神としての「**神が、そのような仕方で、ご自身を告知知らせ・行動し給うことによって、神は、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉である〕そのみ言葉の中で、人間と結び給うた契約の主であり、あくまで主であり続ける権利と力を証明し給う**」。イエス・キリストにおける「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を持っていることからして、キリストにあっての神としての「神は、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉である〕そのみ言葉の中で、ご自身を人間に結びつけ給うところの彼が、事実人間の主であることを証明し給う」。このような訳で、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な」「**自己証明**」の中で、神は、人間の前に人間の主として立ち給い、人間に対して、ご自身を〔神のその都度の自由な恵みの神的決断により、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞に基づいて〕**認識すべく与え給う**。また、その〔＜総体的構造＞に基づいた〕**自己証明**の中で神は〔その＜総体的構造＞に基づいて〕人間によって**認識され給う**。「そうでないとしたら、神は全く認識され給わない」。

「新約聖書によれば、神の恵みの賜物である聖霊を受け、満たされた人は、召されていること、和解されていること、義とされ、聖とされ、救われていることについて語る時、すでにといまだにおいて終末論的に語る。ここで、終末論的とは、われわれの経験と感性にとっての<いまだ>であり〔われわれ人間の感覚と知識を内容する経験的普遍にとっての<いまだ>であり〕、〔神の側の真実としてある〕成就と執行、永遠的実在として<すでに>ということである」（『教会教義学 神の言葉』）。

「インマヌエルの出来事」は、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという<方式>の下で（『ローマ書』）、「われわれ人間からは何ら応答を期待せず・また実際に応答を見出さずとも、神であることを廃めずに、何ら価値や力や資格もない罪によって暗くなり・破れた姿の人間的存在を己の神的存在につけ加え、身内に取り入れ、それをご自分と分離出来ぬように、しかも混淆〔協働・共働、神人協力〕されぬように、統一し給うた」ということを内容としている（『福音と律法』）、キリストにあつての神としての「『神がそこでわれわれに出会い給うその恵みの御言葉は〔すなわち、「啓示ないし和解の実在」（「最初の起源的な支配的なくしるし>」）そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉は〕、イエス・キリストと呼ばれる。すなわち、神の子にして人の子、真の神にして真の人、インマヌエル、この一つなる方におけるわれらと共なる神である』と、答えるにすぎない。キリスト教信仰は、この『インマヌエル』との出会いである。イエス・キリストとの出会いであり、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストにおける神の活ける御言葉との出会いである。われわれが〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」（「啓示のくしるし>」）としての第二の形態の神の言葉である〕聖書を神の御言葉と呼ぶ場合……、われわれは、それによって、〔第二の形態の神の言葉である〕聖書を、この神の唯一の御言葉についての（すなわち、イエス・キリストについての、神のキリストであり永遠にわれわれの主にして王なるイスラエルから出たこの人についての）預言者・使徒の証しとして〔すなわち、イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された「預言者および使徒たちのイエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」、換言すれば「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」——すなわち「権威」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由によって賦与され装備された権威と自由を持つ」「預言者および使徒たちのイエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」として〕、考えているのである。そして、われわれがそのことを告白する場合、われわれが教会の宣べ伝えを神の御言葉と敢て呼ぶ場合〔すなわち、われわれが、第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉に属する教会の宣教を神の御

言葉と敢て呼ぶ場合]、それによってイエス・キリストの宣べ伝えが理解されていなくてはならない」（『教義学要綱』）、「それによって」、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能（教會的な補助的奉仕）としての＜教会＞教義学（福音主義的な教義学）は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞、その＜総体的構造＞における三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉に実在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、「聖書への絶対的信頼」に基づいた聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」——換言すれば「教えの純粋さを問う」＜教会＞教義学の課題と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」——換言すれば区別を包括した単一性においてその＜教会＞教義学に包括された「正しい行為を問う」特別な神学的倫理学の課題（ここにおいて、言葉と行為は二元論的に分離・対立しておらず、区別を包括した単一性において、その言葉自身が「おのずから」・「必然的に」行為へとつれ出して行くように出来上がっている）、それ故に自己欺瞞に満ちた市民的常識・市民的観点における通俗的な隣人愛ではなくて、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法（神の命令・要求・要請）である全世界としての教会自身と世のすべての人々が、純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝えという連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を「おのずから」・「必然的に」目指して行くということが理解されていなくてはならない。

イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞における「自己証明によれば、人間の主である方」は、「もしもその方が、その自己証明によって、事実そのような方であるあるならば、もしもその方が、その自己証明を、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉である〕その言葉を通して、またその言葉を通して基礎づけられた人間との契約の中で、有無を言わず心服させながらし給うのであれば、もしもその方が、人間に対して、その方の自己証明の中で、……人間がそれに対してそのほかのいかなる真理も対置させることができず、そればかりかその光の中で、

人間はすべてのほかの名目上の真理を虚偽として認識しなければならない真理を啓示されるのであれば、もしもその方の言葉が、……それと並んでほかのいかなる真理も存在しない真理、それを通してすべてのその他の名目上の真理が裁かれる真理であるならば」、「その時、その自己証明をなす方は、ただ単にその自己証明の中でだけ主であるのではない」。「したがって、＜一人の＞主そのものが、人間と結んだ契約の中で、自分自身を告げ知らせ・自ら行使することによって、確かに実証するであろう＜一つの＞権利と＜一つの＞力を備えた＜一人の＞主である」。したがって、それが、人間の肉体・身体と精神・意識を介した普遍的で実践的な全自然（自然の一部としての自己身体、性としての他者身体、人間化された自然としての人間的な自然を含めて宇宙を含めた外界としての自然）との相互規定的な対象的活動をなすわれわれ人間であれ、「同時代の人たちの思考の前提」、「そこから形成された理解の規準」としての人間学であれ、絶対主義化された、近代以降の宗教的形態である科学＜主義＞であれ、その逆のその究極像を天然自然＜主義＞に置くエコロジーであれ、国家を第一義とする＜国家主義＞としての自由主義国家や社会主義国家であれ、歴史＜主義＞であれ、平和＜主義＞であれ、「国家的、政治的、経済的また道徳的な倫理的な諸原理＞や＜理念＞や＜体制＞」であれ、「人間と結んだ契約の中で自分自身を告げ知らせ・自ら行使することによって自己証明する＜一つの＞権利と＜一つの＞力を備えた＜一人の＞主」では全くないところの、それらを、「われわれを支配する主権と力として選ぶことはできない」。

バルトは、『教会教義学 神の言葉』および『カント』で、次のように述べている——自分の意志とは全く無関係に不可避的な歴史的現存性（被企投性・現前性・被制作性）の中に投げ出された個が、「自分の最も固有なぬき出た存在可能性に向かおうとする『先行的な決意性』〔企投性〕によって時間化する時、自分自身の時間、自分自身の未来・過去・現在を創造し持つことができる」、すなわちその個が「自分自身を実現してゆく時〔その個に固有な時間性を意識的意志的自覚的に生きて行く時〕、時間を創造し持つことができる」、自然時間でもなく、歴史的時間でもなく、その個の現存性としてのその個に固有な時間性を創造し持つことができる。「このことは、「時間を、被造物的——人間的現実存在の規定、被造物である人間存在の自己規定として理解していること、すなわち人間的現実存在は時間性であること〔時間化すること〕、その時間性が存在を規定すること〔存在了解〕を意味する」とハイデッガーは思惟し語ったように、「『神の国』では、神は時間ノ創造者マタ決定者と呼んだ」アウグスティヌスも、「『告白』では、過去、現在、未来は精神の中であって〔個の内在的な時間、個に固有な時間性としての現存性としてあって〕、ほかのどこにあるのでもない」と思惟し語っている。この時、まさに、「宗教とは、すべての神崇拝の本質的なものが人間の道徳性にあるとするような信仰であるとした〔人間学における哲学者として、自然神学の段階において思惟し語った〕カントは、本源的であ

るゆえに、すでに前もってわれわれの理性に内在している神概念の再想起としての神認識という点で、アウグスティヌスの教説と一致する」。このような訳で、アウグスティヌスは、＜非＞自然神学と自然神学との混在において思惟し語っているのである。しかし、それが人間の類の歴史性であれ、人間の個の現存性であれ、「われわれ人間の時間」は、「聖書においては『失われた』時間」、「否定された時間」、「非本来的な失われた古い時間」であり、「実在の時間であるイエス・キリストにおける啓示の時間から『攻撃』された時間」である。それに対して、「イエス・キリストの時間」、「時間の主の時間」は、「問題に満ちた非本来的な失われたわれわれの時間の中で、実在の成就された時間〔「キリスト復活の四〇日（使徒行伝一・三）」の時間、「まことの過去」と「まことの未来」を包括した「まことの現在」〕である」——「ここに、〔「キリスト復活の四〇日」の時間、「実在の成就された時間」としての「まことの現在」に包括された〕まことの過去とまことの未来が存在するし、神の言葉がある」。この「イエス・キリストの現臨の出来事、イエス・キリストにおける啓示の時間、われわれのための神の時間」は、神の側の真実としてある「イエス・キリストの受難と死」および「実在の成就された時間」（「キリスト復活の四〇日」の時間）であり、「待望の旧約聖書的时间」、「想起の新約聖書的时间」、「この出来事についての証しの時間」である。すなわち、その「成就の待望と成就の想起を持った成就された時間〔「キリスト復活の四〇日」の時間、「イエス・キリストにおける啓示の時間」〕」、「啓示についての旧約聖書的小および新約聖書的小証言の時間」は、神の側の真実としてある「神ご自身の時間、実在の時間である」。「キリスト復活の四〇日」、「キリスト復活の四〇日の福音」としての「成就された時間の以前とは、先ず出来事として起こっている特定の歴史の時間、旧約聖書の時間、啓示の待望についての証言の時間のことである」。また「キリスト復活の四〇日」、「キリスト復活の四〇日の福音」としての「成就された時間の以後、想起の時間は、新約聖書における啓示証言の時間、新約聖書の時間、使徒の時間であり、既に出来事として起こった啓示から……由来していた歴史のことであり、実在の成就された時間〔「キリスト復活の四〇日」、「キリスト復活の四〇日の福音」〕と切り離せない仕方では結びついてある時間のことである」。すなわち、「新約聖書における啓示証言の時間、新約聖書の時間、使徒の時間の後に続く時間は、実在の成就された時間〔キリスト復活の四〇日、「キリスト復活の四〇日の福音」〕に属した新約聖書の信仰における想起の時間、聖霊降臨日の後の時間である」。したがって、「キリストの死と共に終わるまことの過去は、実在の成就された時間〔「キリスト復活の四〇日」、「まことの現在」〕を待望する形においてある」し、「また、まことの未来は、実在の成就された時間〔「キリスト復活の四〇日」、「キリスト復活の四〇日の福音」、「まことの現在」〕と共に初まり、ただ実在の成就された時間〔「キリスト復活の四〇日」、「キリスト復活の四〇日の福音」、「まことの現在」〕を想起する形においてのみあ

る」。「新約聖書の証人たちは、このキリスト復活の四〇日をおぼえる想起において、キリストの死とキリストの生涯を想起する時、光を得たのである。彼らは甦えりの証人である。そして彼らは、既に来た方は、またこれから来たり給う方であることを語るのである〔すなわち、彼らは、神の側の真実としてある、成就と執行、永遠的実在としてある、復活されたキリストの再臨、終末、「完成」を語るのである〕」。

「存在するものそのもの、その純然たる造られた存在に依拠したアウグスティヌスの造ラレタモノヲトオシテ、知解サレタ創造主ヲ認識シテ、私タチハ三位一体ナル神ヲ知解スルヨウニシナケレバナラナイ、ソノ跡ハフサワシイカタチデ被造物ノウチニ顕レテイルノデアル」という一般的啓示、一般的真理、「存在の類比」に立脚した自然神学の段階における思惟と語りに対して、バルトは、「そのような三位一体の跡は、世界に対して超越する創造神の跡として理解することはできない。それは、人間自身の内在的に理解された宇宙の諸規定、人間的な現実存在の諸規定、単なる宇宙論や人間論でしかない」、「また、そのような三位一体論は、人間自身に基づく人間の世界理解の、最後的には人間の自己理解、神話である」と根本的包括的に原理的に批判している、換言すればそれは、人間的理性や人間的欲求やによって対象化され客体化された人間的な自然（観念的生産物）としてのその人間自身の意味世界・物語世界・神話世界、「存在者」、「存在者レベルでの神」、「存在者レベルでの神の啓示」であると根本的包括的に原理的に批判している。それがアウグスティヌスであれ、ルターであれ、神学者であれ、聖職者であれ、牧師であれ、誰であれ、またそれが意識的なものか無意識的なものかの差異はあれ、悪意に満ちたものかそうでないかの差異はあれ、その度合いの差異はあれ、包括的に言えばその者が自然神学の段階で思惟し語る時には、それは、その者が、「聖書への絶対的信頼」に基づいていないからであり、それ故に第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力に信頼しない」からである。

「われわれは、その方がその方の言葉とその言葉を通して基礎づけられた人間との契約の中で、有無を言わずに心服させる仕方であの自己証明をなさるのであれば」、「それと直面して、人はほかの人に対して、また各人は自分自身に対して、常のただあの自己証明によって与えられた答えを指し示すことができるだけなのである」、この「決定的な問いの前に立つ時」、「人は、確かに形式的に、……人があの自己証明に対して受け取る場合もあるし受け取らない場合もあるであろう内的な心の迫り、われわれの体験の強制に対して、〔意識的に意志的に〕従うべきだと考えて従う時」、「われわれは、神の自己証明に対して、確かにもともと従わなければならないような仕方では従っていないのである〔換言すれば、われわれは、神の自己証明に対して、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能

力に信頼する」という仕方では従っていないのである〕」。したがって、「われわれが神の自己証明を通して実際に確信させられ」、それ故に「最高の、一人の、本来的な主として、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉である〕そのみ言葉の中でご自分を告げ知らせ・行動なさる神のあの議論の余地のない明確な認識へと導かれることは、そのようにしては起こらないであろう」。したがってまた、「人は、神の自己証明は、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉である〕そのみ言葉の中で、有無を言わず人を心服させる仕方になされたというあの問いと直面して」、

「単純にその神の自己証明を問い」、それ故に「神が〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉であるその〕み言葉の中になし給う>ことを問わなければならない」。すなわち、人は、区別を包括した単一性において、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質を問う問い」（「神の本質の問題」）を包括した「第一の問題」である「神の存在を問う問い」（「神の存在の問題」）を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、換言すれば

「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「三位相互内在性」における三位一体の神の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三度別様な「三つの存在の仕方」（性質・働き・業・行為・行動）、すなわち起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造主、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉（起源的な第一の形態の神の言葉）・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済主なる神の存在として神の自由な愛の行為の出来事全体を問わなければならない。「人は、ここで語っている方が、われわれがすべてにおいておかげを受け、すべてを負うており、すべてを負い続けている方であり、まさにそのようにして、そのような方として、その方の恵みによってわれわれが生き、その方の恵みによって生きつつ永遠の生命の約束を持つ方であるということが、まことであるかどうかということ」を〔このことを、「啓示ないし和解の実在」（「最初の起源的な支配的なくしるし>」）そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストを証ししているその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」（「啓示との<間接的同一性>」、啓示との区別を包括した同一性において存在している「啓示のくしるし>」）としての第二の形態の神の言葉である「聖書への絶対的信頼」に基づいて、聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として〕問わなければならない……。何故ならば、第二の形態の神の言葉である

聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉である「そのみ言葉の中で
の神の自己証明」は、「言うまでもなく、啓示のそれら＜実質的な内容＞から……成
り立っているからである」。このような訳で、「そのことがまことであるかというそ
の内容的な問いに照らして、その神の自己証明は、有無を言わさず人を心服させるも
のであるかどうか決定される」。「もしもその神の自己証明が、有無を言わさず人
を心服させるものであるとするならば、われわれは、……ただその自己証明をなす方
が、それを事実有無を言わさぬ仕方になし給うということを指し示し合うことができ
るだけなのであるが、その時」には、「そのほかの問いは断ち切られているのであ
る」、また「その時」には、その「自己証明をなす主」ではないところの、＜絶対主
義＞化された、「同時代の人たちの思考の前提から形成された理解の＜規準＞」、
様々な人間中心＜主義＞、様々な人間学、近代以降の宗教的形態である科学＜主義
＞、その逆のその究極像を天然自然＜主義＞に置くエコロジー、歴史＜主義＞、平和
＜主義＞、「国家的、政治的、経済的また道徳的な倫理的な＜諸原理＞や＜理念＞や
＜体制＞」等を＜主＞として語ることはできないのである、また「その時に」には、
「その方の自己証明の真理〔啓示の真理〕が、そのほかの表向き真理だと言われてい
るものを裁く……それら表向き真理だと言われているものを虚言としてその仮面をは
ぐ」、「その時」には、「積極的に言うならば、その神の自己証明の真理〔啓示の真
理〕は、……まさにその自己証明をなさる方の、最高の・一つの・本来的な支配の真
理である」、「その時、その方は、〔「自己自身である神」として〕自分自身の中で
主であり、しかも〔「われわれのための神」として〕そのもの、そのように自分を告
げ知らせ・そのように行動する主である」、「その時、その方は、すべての主の主、
天と地において実際にただ一人のまことの主、すべての時代と場所においてすべての
実在の、また可能な世〔時間と場所〕においてまさに自分自身をそのように告知ら
せ・そのように行動される方である」、「その時、その方は、〔「われわれのための
神」として〕ただ単に時間の中だけでなく、また〔「自己自身である神」として〕永
遠から永遠にわたって、〔「われわれのための神」として〕ただ単に特別な・暫時的
な・過ぎ去り行く経緯の中だけでなく、〔「自己自身である神」として〕その方があ
ったし・あるし・あるであろうところのものとして、〔「われわれのための神」とし
て〕ただ単にわれわれにとってだけでなく、〔「自己自身である神」として〕その方
自身の内的な真理の中で、このものであつて、決してそのほかのものではないが故
に、われわれにとって、＜この＞主であり給う」。このような訳で、「そこでは、た
とえどのような仕方でもその方を避けて身を退かせるとしても、たとえ思想の中で身を
退かせようとするだけであつても、その方が主でなく、しかもその方が主でないよう
な場所へと導くことはできないであろうが故に」、「その方を避けて逃げることとそ
の傍らを通り過ぎて行くことは、……それ自身、不可能であるという仕方でも主で
あり給う」。このような「主として、その方は、自分自身を、〔神のその都度の自由

な恵みの神的決断により、客観的な「存在的なく必然性>」と主観的な「認識的なく必然性>」を前提条件とした客観的な「存在的なくラチオ性>」と主観的な「認識的なくラチオ性>」という、イエス・キリストにおける「啓示自身を持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>に基づいて〕認識すべく与え、また〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事において〕認識され給う。そうでないとしたら、その方は、全く認識され給わない」。